

(案)

『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』 に関するアンケートにご協力をお願いします。

このアンケート調査は、国保加入者がはりやきゅう、マッサージなどの施術を受ける場合に、札幌市が費用の一部を補助する『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』についてお尋ねしています。

この『施術費』制度は、健康保険法が適用される「療養費」とは別に補助が行われる札幌市独自の制度です。「療養費」は、はりときゅう、マッサージの3種類が対象で、期間や回数に制限がなく、健康保険が適用されることから、患者負担割合は1～3割となっています。

一方、『施術費』制度は、はり、きゅう、マッサージのほか、あん摩と指圧、療術の6種類が対象で、期間と回数に制限があり、6ヶ月45回（6ヶ月30回の延長可能）となっています。また、1回あたりの施術料金は3,000円の定額で、このうち自己負担が1,400円と患者負担割合は4.7割相当となっています。詳しくは「別紙」を参照してください。

この札幌市独自の『施術費』制度は、昭和37年の創設以降50年以上が経過しており、その間、施術費と療養費の対象範囲の重複、施術費利用者の減少、生活習慣病対策への重点化など、利用状況や制度を取り巻く環境が変化してきています。

平成24年度の支給件数が59,787件、利用者数が2,342人、施術所数が約370カ所となっており、札幌市が負担する『施術費』としての補助額は95,659千円となっていますが、後期高齢者医療制度開始の影響などもあり、減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、今後の『施術費』制度のあり方を検討するための基礎資料として活用することを目的として、制度の認知状況や今後の意向などをお尋ねしています。

つきましては、ご多忙の折お手数をおかけして申し訳ありませんが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成25年11月

札幌市 保健福祉局 保険医療部国保健康推進担当課

■調査対象者

本調査は、20歳から79歳までの札幌市民の皆さんから、「住民基本台帳」から2,000名を無作為に抽出して実施しています。

■調査票提出期限

ご多忙中のところ恐れ入りますが、ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、**平成25年11月29日（金）まで**にご返送ください（切手不要）。

■調査票の取り扱いについて

回答結果は統計的に処理し、個別の回答内容が特定されることはありません。

■お問い合わせ先 札幌市 保健福祉局 保険医療部国保健康推進担当課

医療費適正化担当 [担当：弘中、田中] TEL 011-211-2341 FAX 011-218-5182

＜ 施 術 費 に つ い て ＞

『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』とは、国保加入者を対象に、医師が治療上、はりやきゅう、マッサージなどの施術^{※注1}の必要性を認め、札幌市指定の施術所で施術を受ける場合に、札幌市が独自で行っている補助制度のことです。

『施術費』と健康保険が適用される『療養費』の概要は以下のとおりですが、施術の種類や対象となる疾患、料金などに違いがあります。

◆ 施術費と療養費の概要 ◆

制 度	札幌市独自の『施術費』	健康保険適用の『療養費』	
施 術 種 類	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指 圧・療術 ^{※注2}	はり・きゅう・マッサージ ※マッサージについては、筋麻痺・関節拘 縮 ^{※注3} 等で医療上必要とする場合に限定	
対 象 疾 患	①神経痛 ②リウマチ ③五十肩 ④腰痛症 ⑤頸腕症候群 ^{※注4} ⑥神経まひ ⑦関節痛 ⑧腰部ねんざ ⑨その他類症疾患	(はり・きゅう) ①神経痛 ②リウマチ ③頸腕症候群 ^{※注4} ④五十肩 ⑤腰痛症 ⑥頸椎捻挫後遺症 ^{※注5} ※慢性的な疼痛を主症とする疾患でも認め られる場合があります	
医 師 の 同 意	医師の「証明書」の提出	医師の「同意書」の提出	
医 療 と の 併 用	可	はり・きゅうは不可 マッサージは可	
施 術 の 併 用	一切の制限なし	はりときゅうの併用可、それ以外は不可 ※はり・きゅうとマッサージの併用は不可 ※はり・きゅうとマッサージ、それぞれ別々 の疾患の場合は可	
施 術 料 金	3,000円／1回（定額）	はり・きゅう 一術 1,230円 二術 1,500円	マッサージ 270円／一箇所
患 者 負 担	1,400円／1回（定額） ※4.7割相当	1～3割	
期 間 の 上 限	6ヶ月間（延長あり）	制限なし	
回 数 の 上 限	45回（延長30回）	制限なし	

注1)「施術」とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」によって定められた資格を有する者が行う医業類似行為で、あんまやマッサージ、指圧、はり、きゅうなどが該当します。

注2)「療術」とは、手技療法（薬や器械、道具などを使わず、素手だけで行う治療法）や電気療法（患部に電流を流す治療法）、光線療法（患部に光線をあてる治療法）、温熱刺激療法（いわゆる「ツボ」に温熱刺激を与える治療法）で行う民間療法のことをいいます。

注3)「関節拘縮（こうしゆく）」とは、関節の動きが小さくなる症状、疾患のことをいいます。

注4)「頸腕（けいわん）症候群」とは、首頸（けい）部から肩・腕・背部などにかけての痛み・異常感覚などの症状、疾患のことをいいます。

注5)「頸椎（けいつい）捻挫後遺症」とは、むち打ちなどの後遺症をいいます。

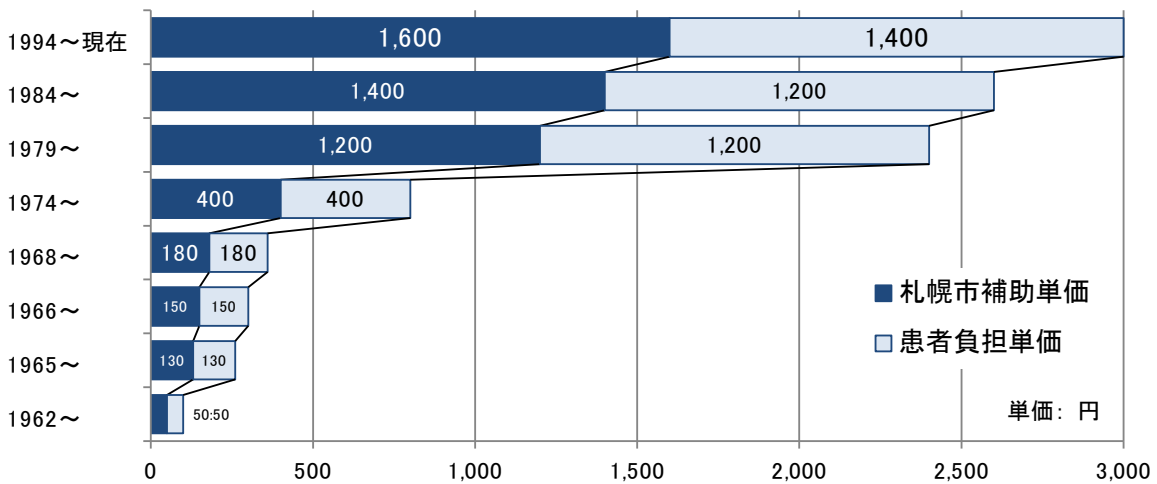
< 札幌市の施術費補助の状況について >

『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』は、国民健康保険の保険料と市税を財源として補助を行っております。

- 1962年：市民からの請願により制度創設（限定的な法定療養費の補完）
- 1967年：法定療養費の範囲拡大（はり・きゅう：2疾患→6疾患へ）
- 2008年：後期高齢者医療制度開始により、対象者が大幅減少
- 2010年：事業仕分けの対象（「廃止・見直し」「現行通り」が半々）

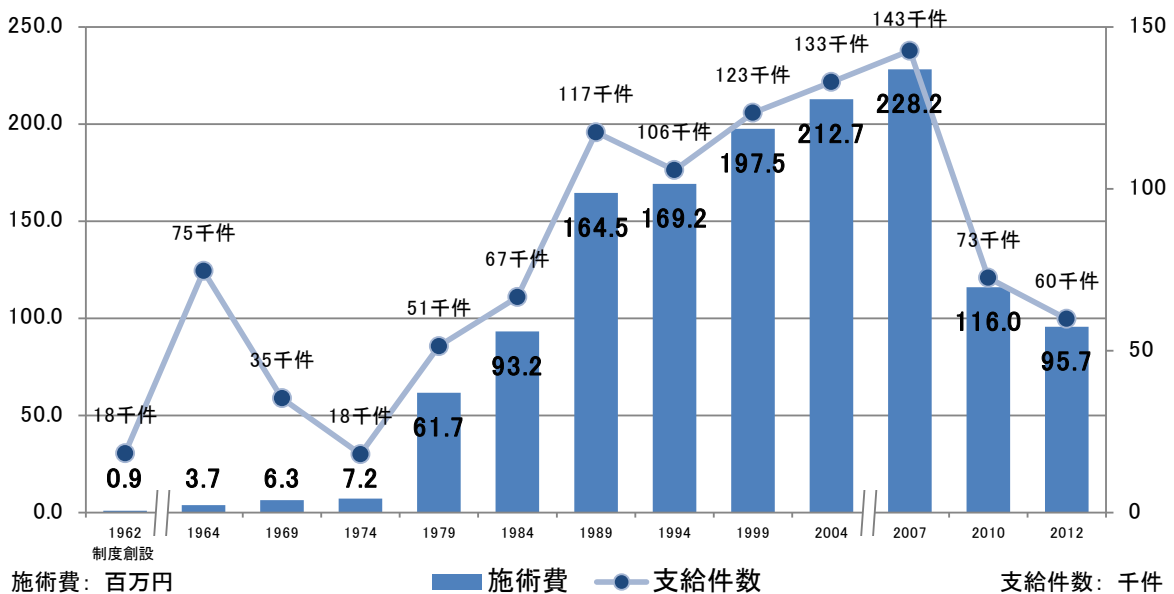
現在の施術料金は3,000円／1回（定額）で、このうち札幌市が負担している補助単価（市負担）は1,600円／1回、患者負担の単価は1,400円／円となっています。

◆ 施術1回あたりの札幌市補助単価と患者負担単価の推移 ◆



札幌市が負担する施術費と支給件数は、2007年度の2億2,823万円／142,644件をピークに、後期高齢者医療制度開始の影響などにより減少を続け、2012年度には9,566万円／59,787件となっています。

◆ 施術費（札幌市負担）と支給件数の推移 ◆



アンケート調査票

別紙の〈施術費について〉、〈札幌市の施術費補助の状況について〉
をご覧ください。からお答え下さい。

問1 札幌市独自の『施術費』制度をご存じでしたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. よく知っていた | 3. 名前程度は知っていた |
| 2. だいたい知っていた | 4. 知らなかった |

問2 この『施術費』制度を利用したことはありますか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 過去、利用したことがある | 3. 利用したことはない |
| 2. 現在、利用している | 4. わからない |

問3 今後、この『施術費』制度を利用しますか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 必ず利用する | 4. 利用しない |
| 2. 利用するつもりである | 5. わからない |
| 3. 機会があれば利用する | |

問4 現在の利用者の負担（1回あたりの施術料金3,000円に対して1,400円（札幌市の補助額1,600円））について、どのようにお考えになりますか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 利用者の自己負担が過大である（金額が大きい：自己負担を減らすべき） |
| 2. 利用者の自己負担は適当である（金額がちょうどよい：現状を維持） |
| 3. 利用者の自己負担が過小である（金額が小さい：自己負担を増やすべき） |
| 4. 利用者の全額自己負担とすべき |
| 5. わからない |

問5 この『施術費』制度について、現在の札幌市の財政負担をどのようにお考えになりますか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 札幌市の財政負担が過大である（金額が大きい：負担を減らすべき） |
| 2. 札幌市の財政負担は適当である（金額がちょうどよい：現状を維持） |
| 3. 札幌市の財政負担が過小である（金額が小さい：負担を増やすべき） |
| 4. 札幌市は『施術費』制度について財政負担すべきでない |
| 5. わからない |

問6 この『施術費』制度について、どう考えられますか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

1. 対象や規模を拡大・充実すべき	4. 廃止すべき
2. 現状を維持すべき	5. わからない
3. 対象や規模を縮小・見直すべき	

問6-1 問6の回答について、その理由などありましたら、ご自由にご記入ください。

問7 その他、「札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）」に関して、ご意見などありましたら、ご自由にご記入ください。

◆最後に、ご自身について、可能な範囲でそれぞれ該当する項目に○印をつけてください。

健康保険等	1. 国民健康保険	2. 後期高齢者医療制度	
	3. 被用者保険・共済組合	4. その他	
住 所	1. 中央区	2. 北区	3. 東区
	4. 白石区	5. 厚別区	6. 豊平区
	7. 清田区	8. 南区	9. 西区
	10. 手稲区		
年 齢	1. 20～29歳	2. 30～39歳	3. 40～49歳
	4. 50～59歳	5. 60～64歳	6. 65～69歳
	7. 70～74歳	8. 75歳以上	
世帯の 年間収入	1. 100万円未満	2. 100万円台	3. 200万円台
	4. 300万円台	5. 400万円台	6. 500万円台
	7. 600万円台	8. 700万円台	9. 800万円以上
	10. わからない		

ご協力ありがとうございます。

この調査票を同封の返信用封筒に入れ、11月29日（金）までにご返送ください。